

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年 9 月 30 日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第 9 号

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項を削る。

別表第 3 第 1 号市内中心フリーの項中「9, 240」を「9, 660」に改め、同表同号市内中心フリー+高雄地域フリーの項中「10, 080」を「10, 500」に改め、同表同号市内中心フリー+高雄地域フリー拡大版の項中「15, 120」を「15, 960」に改め、同表同号市内中心フリー+桂地域フリーの項中「10, 920」を「11, 340」に改め、同表同号市内中心フリー+桂・洛西地域フリーの項中「12, 180」を「12, 600」に改め、同表同号桂・洛西地域フリーの項中「9, 660」を「10, 080」に改め、同表第 2 号 1 区の項中「9, 070」を「9, 240」に改め、同表同号 2 区の項中「10, 800」を「11, 000」に改め、同表同号 3 区の項中「12, 100」を「12, 330」に改め、同表同号 4 区の項中「13, 990」を「13, 640」に改め、同表同号 5 区の項中「14, 690」を「14, 970」に改め、同表同号特定 1 区の項中「8, 210」を「8, 370」に改め、同表同号特定 2 区の項中「10, 370」を「10, 570」に改め、同表第 3 号乗合自動車及び高速鉄道全線の項中「18, 440」を「19, 030」に改める。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(交通局営業推進室)